

京都市消防局訓令甲第4号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市火災予防規程の一部を次のように改正する。

平成26年10月1日

京都市消防局長 杉本 栄一

目次中「第4節の3 表示（第38条の4～第38条の11）」を「第4節の3  
第4節の4

表示（第38条の4～第38条の11）に改める。

違反の公表（第38条の12）」

第38条の10中「京都市消防局インターネットホームページ」を「京都市消防局ホームページ」に改める。

第2章第4節の3の次に次の1節を加える。

第4節の4 違反の公表

(違反の公表)

第38条の12 署長は、規則第18条の2に規定する消防法令違反が認められるときは、違反公表通知書（第9号様式）により、当該防火対象物の管理権原者に通知するとともに、書面により意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該防火対象物の管理権原者を確知することができないときは、この限りでない。

2 署長は、次に掲げるときは、消防法令違反の状況を確認し、結果を速やかに局長に報告しなければならない。

(1) 違反公表通知書により通知した日から起算して14日を経過した日（京都市の休日を守る条例第1条に規定する休日に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）

(2) 防火対象物の管理権原者から消防法令違反を是正された旨の連絡があったとき。

(3) その他署長が必要と認めるとき。

3 前項第1号の日（第1項ただし書の場合においては、別に定める日）において違

反の是正が認められないときは、局長は、速やかに、次に掲げる事項について、京都市消防局ホームページにより公表するものとする。

- (1) 防火対象物の所在地及び名称
- (2) 消防法令違反の内容
- (3) 公表日

第105条を次のように改める。

(措置の要請)

第105条 署長は、液石法第87条第2項の規定により知事に対して必要な措置を要請する必要があると認めるときは、局長に報告しなければならない。

2 局長は、前項の報告を受けたときは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく措置要請書（第40号様式）に必要な書類を添えて知事に要請しなければならない。

第106条中「署長」を「局長」に、「随時査察を実施」を「所轄署長と協議」に改め、同条に次の一項を加える。

2 署長は、前項の協議を受けたときは、随時査察を実施しなければならない。

第9号様式を次のように改める。

第9号様式（第38条の12関係）

違反公表通知書

|   |   |
|---|---|
| 様 | 発 消 第 号<br>年 月 日                                    |
|   | 京都市 消防署長<br><div style="text-align: right;">印</div> |

|  |                  |
|--|------------------|
| 次の防火対象物の消防用設備等の消防法令違反は、京都市火災予防規則第18条の2に規定する違反であるため、違反の是正が認められないときは、所在地、名称、違反の内容を公表しますので、京都市火災予防条例第61条の2第2項の規定により通知します。<br>本通知の内容を防火対象物の関係者に周知するとともに、意見があれば、書面により京都市 消防署長に提出してください。 |                  |
| 防火対象物  | 所在地              |
|  | 名称               |
| 違反の内容  | 違反事項             |
|  | 根拠条項             |
| 公表予定日  | 年 月 日            |
| 公表の方法  | 京都市消防局ホームページへの掲載 |
| 特記事項   |                  |

備考 違反の是正については、消防職員が確認を行います。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

（消防局予防部）